居宅介護支援の特定事業所集中減算に係るQ&A

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問 | 回答 |
| 1 | 居宅サービス計画数に、要支援者の介護予防サービス計画数も含むのか。 | 要支援者の介護予防サービス計画数は含まない。 |
| 2 | 通院等乗降解除を位置付けたものも対象となるのか。 | 対象となる。 |
| 3 | 居宅サービス計画を作成したが、入院等の理由により、給付管理の実績がなかったものについても件数に算定するのか。 | 算定しなくてよい。 |
| 4 | 給付管理を月遅れで行った場合、何月分の件数として算定すればよいのか。  （例）サービス計画提供月→４月  　　　給付管理を行った月→６月 | サービス提供を行った月に算定する。  質問の例の場合は、４月分に算定する。 |
| 5 | １人の利用者が複数の同一サービスを利用している場合はどう計上するのか。 | １人の利用者が複数の同一サービスを利用している場合（月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む）は、それぞれの法人ごとに計上する。  （例）  ①A法人とB法人の訪問介護を位置付けている場合  →訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数は「１」  →A法人に「1」、B法人に「１」を計上する。  ②A法人が運営するｎ事業所とｍ事業所の訪問介護を位置付けている場合  →訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数は「１」  →A法人に「１」を計上する。 |
| 6 | 対象となる居宅サービスのうち、１つでも８０％を超えているサービスがあった場合は減算の対象になるのか。 | 1つでも８０％を超えている場合は、減算対象期間において全ての利用者に対して減算を行うことになる。 |
| 7 | 減算の対象期間中に改善された場合は、減算が中止されるか。 | 中止されない。減算期間中は減算する。 |
| 8 | 「８０％を超えた」とは、８０％ちょうどの場合は減算対象になるのか。 | 四捨五入をせずに  79.999・・・％　→　減算にはならない  80％　　　　　　→　減算にはならない  80.00・・・1％　→　減算の対象になる |
| 9 | 1年前から事業所を休止して、7月から再開したばかりだが、届出を行う必要があるのか。 | 判定期間中に、1月でも給付管理の実績がある場合は、届出書を提出し、給付管理の実績がない場合も、届出を提出すること。 |
| 10 | 利用者の希望により、特定の事業所に集中している場合も正当な理由となるのか。 | 単に「利用者の希望」のみによる理由は認められないが、「サービスの質が高いことによる利用者の希望」により当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合においては、別紙取扱要領２（３）カ（イ）のとおり「正当な理由」と認める。 |
| 11 | 「正当な理由」のキの（ア）のａで、「訪問介護事業所において、特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定している事業所」とあるが、特定事業所加算の要件は満たしているものの、届出をしていない場合も該当すると判断して良いか。 | 要件を満たしていても、届出をしていなければ対象とはならない。 |
| 12 | 「正当な理由」のキの（ウ）で、主治の医師の指示により特定の事業所に集中していると認められる場合において、必要な確認書類は何か。 | 主治の医師が発行するサービス提供指示の文書、又はサービス提供に関する医師の指示について聞き取り内容等を記録した文書を事業所において保管すること。ただし市への提出は不要。再計算書（別紙４）のみ提出すること。 |
| 13 | 要介護認定用の主治医意見書には、「医学的管理の必要性」（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等のチェック欄）の項目があるが、これをもって主治医の意見書としてよいか。 | 要介護認定で用いる主治医意見書は、サービスの必要性について検討するものであり、特定の事業所に対する指示ではないため、集中減算の正当な理由として用いることはできない。 |
| 14 | 利用者の主治の医師が発行するサービス提供指示の文書が得られない場合、口頭により聞き取りした内容を文書により記録する方法でもよいか。 | 口頭により聞き取りした内容を記録した文書でよい。 |
| 15 | 「正当な理由」のキの（ウ）で、対象サービスに訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護等とあるが、「等」とは何か。 | その他、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護（いずれも訪問看護サービスを利用する場合に限る）をいう。 |
| 16 | 「正当な理由」のキの（ウ）について、平成２８年３月１日以降に要領改正を知ったが、遡って医師に確認し、適用してよいか。 | 平成２８年３月１日以降のサービス提供に係る指示であれば遡って適用できる。 |